

廃棄物の野焼き禁止。



大阪府 環境農林水産部

循環型社会推進室 産業廃棄物指導課

電話 06-6941-0351 (内線 3827、3830)

法に違反する野焼き等の例



あからさまな野焼き



穴を掘って焼却



ドラム缶で焼却



囲いの中で焼却



農業用ビニールシートなどを野焼き



基準を満たさない焼却炉で焼却

法に適合している焼却炉の例

密閉できる投入口



温度計



- ▲1時間あたり 50kg 未満のバッチ式焼却炉の例
- ▲1時間あたり 50kg 以上のものは排ガス処理装置の設置が必要
- ▲連続式焼却炉では投入口に二重扉が必要



調節可能な空気取入れ口



助燃バーナー

なぜ？

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条の2において、基準に適合しない焼却は禁止されています。

基準とは？

焼却設備の構造

- 一 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼ガスの温度が800℃以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
- 二 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- 三 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
- 四 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- 五 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

焼却の方法

- 一 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
- 二 煙突の先端から火炎又は日本工業規格 D8004 に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること。
- 三 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

例外は？

- 一 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 二 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 三 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 五 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

罰則は？

未遂の罪を含め、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。